

平成27年12月1日

諏訪大社代表役員
北島 和孝 様

全国動物ネットワーク
代表 鶴田 真子美

<蛙狩神事の廃止もしくは代替品使用のお願いと、公開質問状>

伝統的宗教行事であるからこそ、生き物に苦痛を与えぬ方法を！

御多忙の折、たいへん失礼申し上げます。当ネットワークでは貴社の蛙狩神事の廃止もしくは代替品の使用、あるいは、所作のみにしていただきたい旨、お願い申し上げているところでございます。世界でも生け贄の儀式は中止にされる場所が多く、国内外の人々の意識が変わってきているのはあきらかです。いくら伝統、文化、宗教行事であるといっても、無抵抗のちいさな命を、生きたまま串刺しにすることに、憐憫や不快を感じないわけにはいきません。痛みを感じる生き物への扱い方に、乱雑で不快な要素が認められれば、それを取りやめ、人道的な方法に変えていく、それが動物愛護法の精神だと伺っております。元旦の朝、掘り出したカエルに苦痛を与えて命を奪う行為は、想像するだに耐えられない思いがいたします。そこで、お願いでございます。

1) 貴社では、来年元旦の蛙狩神事を、生きカエルの代用品あるいは所作だけに改善していただくようご検討くださいますか。

ところで、11月になって、当事務局宛に、下記のeメールが届きました。

>メッセージ：長野県諏訪大社での、伝統行事を妨害する違法な抗議活動を直ちに止めろ！止めなければ威力業務妨害と名誉毀損で刑事告発する

現在、当方は法に反する行為をしておりません。する予定もありません。しかるに罪科をあげて脅すのは脅迫にあたるのではないのでしょうか。強要罪にもあたると思います。抗議活動は法の範囲内での行動でありそれをやめろと強要するのでしょうか。脅迫や強要に当たれば、告訴することも考えたいと思います。

以下、ふたつ質問させていただきます。

2) このメールを書かれたのは、氏子等、貴社の関係者でいらっしゃるのでしょうか。

3) ほかにも、「カエルの代わりに死ね、死ね。。。｣と繰り返しささやく声、罵声、「ミシャグジ神の呪いを受けよ」の連呼などが、私の留守番電話に幾度も入っております。証拠の音声等は記録をとり、警察には相談に出向き、被害届を出して参りました。これらも、貴社の指示があつての行為なのか、あるいは貴社は氏子等の関係者がこのような行為をするのを黙認されているのでしょうか。

ご回答は勝手ながら12月14日までに上記までお願い申し上げます。

以上